

ロシアのかたち(13) What forms Russia and Russian?

松嶋 希会*

この秋、「ユーラシア」の知的財産に関する二つのニュースに触れた。ロシアで「ユーラシア商標」に関する条約を批准する法律が国会に提出されたという。「ユーラシア商標」の始動は2021年とみられている。一方、カザフスタンで、発明のみを対象とする「ユーラシア特許」の対象に工業意匠を加える議定書を批准する法案が下院で承認されたという。これから始まる「ユーラシア商標」とすでに始まっている「ユーラシア特許」。これらの日本語名称は類似するが、制度は異なる。

「ユーラシア商標」は、2020年2月に署名された「ユーラシア経済連合における商標、サービスマーク及び地理的表示に関する条約」に基づき、ユーラシア経済連合加盟国で統一的に商標などを保護する制度である。ユーラシア経済連合(EAEU)とは、域内で物品、サービス、資本、労働力の移動を自由にし、さらに経済政策も共通にすることを目指した経済同盟である。2011年に発足したロシア、ベラルーシとカザフスタンによる関税同盟を深化させる形で2015年に発足され、2020年11月現在の加盟国は、上記3か国にアルメニアとキルギスが加わった5か国である。ユーラシア商標制度では、EAEU加盟国のいずれかの国に商標登録を出願し、各加盟国が自国の法律に基づき実体審査を行う。全加盟国が登録を許可するとEAEU統一商標登録簿に含まれ、全加盟国で保護される。EAEU加盟国が増えれば、保護地域が広がることになる。

EAEU域内では物品が通関手続なく移動するので、例えば、ロシアへの模倣品流入を阻止するためには、EAEU加盟国の各国で商標を登録した上で、各国の税関登録簿に登録しなければならない。「ユーラシア商標」が導入されれば、各国での商標登録は不要になる。また、なかな

か実働し始めないが、EAEU統一税関登録簿が機能するようになれば、税関登録も一度の手続で完了する。もっとも、EAEU域内への模倣品流入阻止は、中国と中央アジア(カザフスタン、キルギス)の国境における実際の実効性の強化にかかっていると見える。

「ユーラシア特許」は、1995年に発効したユーラシア特許条約に基づき、締結国において効力を有する単一の特許である。ソ連崩壊後、ソ連を構成していた国々が緩やかな連合(独立国家共同体、CIS)を構築し始めた際に構想された。条約の初期締結国は、先述のEAEU5か国と、アゼルバイジャン、モルドバ、タジキスタン、トルクメニスタンの9か国である。ロシアと距離を置くウクライナやジョージア(グルジア)は批准せず、独自路線を志向したウズベキスタンは署名せず、また、EUに接近するモルドバは2012年に脱退した。条約の文言上は、国連加盟国であればユーラシア特許制度に参加でき、CISやEAEUに直接紐づくものではない。ユーラシア特許制度では、ユーラシア特許機構とユーラシア特許庁が存在し、ユーラシア特許庁に出願し(直接か各国の特許機関を通して)、ユーラシア特許庁がユーラシア特許条約とその規則に従い審査する。

個人的には、新大統領の下、2017年から開放政策の一環として地域間提携を進めるようになったウズベキスタンが、EAEUやユーラシア特許にも参加するのにか気になっていた。しかし、知的財産を専門とするウズベキスタン弁護士の話では、2020年7月からWTO加盟交渉が再開し、まずはWTO加盟に注力するだろう、WTO加盟のための知的財産法改正に忙しい、とのことであった。